

カードローン（定額返済型）

（一社）しんきん保証基金保証

（２０２４年８月１日現在）

１．商品名	○カードローン
２．ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、（一社）しんきん保証基金の保証を受けられる方 ① 満２０歳以上６５歳未満の方 ② 安定継続した収入がある方 ③ 当金庫の会員または会員となる資格（下記 i もしくは ii に該当する方）を有する方 i 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ii 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方
３．お使いみち	○自由（事業性資金は除きます。）
４．ご融資形式	○当座貸越
５．ご融資金額	１０万円～１００万円（１０万円単位）
６．ご融資期間	○契約日から３年目の応答日に属する月の末日（契約期限到来時に自動更新）ただし、満７０歳以上での更新は行いません。
７．ご融資利率	○お借入金利は固定金利型とし、ご融資実行時の当金庫が定める利率を適用させていただきます。 ○現在の融資利率については、当金庫本支店の窓口にお問合わせいただくか、「店頭表示金利表」をご覧ください。
８．ご返済方法	○毎月定額のリボルビング方式とします。 ※毎月１０日（休業日の場合は翌営業日）に返済用普通預金口座から自動振替にてご返済いただきます。 ※ご返済途中においての臨時返済いただくことも可能です。 ○ご返済金額はそのご契約極度額に応じて次のとおりとなります。 極度額１０万円の場合 → 毎月 ５，０００円 極度額２０万円、３０万円の場合 → 毎月１０，０００円 極度額４０万円、５０万円の場合 → 毎月１５，０００円 極度額６０万円～１００万円の場合 → 毎月２０，０００円
９．利息の計算方法	○前月の貸越利息徴求日（ただし本契約後初回の約定利息徴求日の場合は契約日）から当月の貸越利息徴求日の前日までの期間の最終貸越残高に対して所定の方法により計算を行います。（付利単位１円）
１０．保証人・担保	○（一社）しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。
１１．保証料	○ご融資利率に含まれていますので別途必要ありません。

12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（9時～17時、フリーダイヤル0120-301-865）にお申出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他	○保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。 ○当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫等提携金融機関のＡＴＭ（現金自動預入払機）でご利用になれます。